

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図り、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された医療保険制度である。対象となる被保険者は75歳以上もしくは65歳以上74歳以下のうち一定の障がいを持つ者である。岡崎市は、高齢者の医療の確保に関する法律等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理 ②資格が異動した被保険者の情報管理 ③保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 ④保険料異動情報の管理 ⑤保険料期割額情報の作成及び管理 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 ⑦簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑧被保険者証等の交付、納付書等の送付 ⑨保険料の納付情報の管理 ⑩保険料の還付情報の管理 ⑪その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付 ⑫被保険者の保健事業の実施</p> <p>上記のうち特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <p>①被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理 ②資格が異動した被保険者の情報管理 ③保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 ④保険料異動情報の管理 ⑤保険料期割額情報の作成及び管理 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 ⑦簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑨保険料の納付情報の管理 ⑩保険料の還付情報の管理 ⑪その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付 ⑫被保険者の保険事業の実施</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 収納システム 滞納システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 宛名管理システム 住民基本台帳ネットワークシステム データ連携基盤(庁内連携システム) 課税資料イメージ管理システム 住民健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 後期高齢者医療関連情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル 4 健診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一の59の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の82の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部 医療助成室	
②所属長の役職名	医療助成室長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	岡崎市 福祉部 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	岡崎市 福祉部 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6859	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-1. ② 事務の概要	(新規追加)	特定個人情報を取り扱う事務に②を追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(平成二十七年十二月二十五日内閣府・総務省令第六号)による
平成28年4月1日	I-1. ③ システムの名称	(新規追加)	住民健康管理システムを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(平成二十七年十二月二十五日内閣府・総務省令第六号)による
平成28年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイル名	(新規追加)	4 健診情報ファイルを追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(平成二十七年十二月二十五日内閣府・総務省令第六号)による
平成29年4月1日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称変更のため
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	実情に合わせたため。
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第2の83	—	事後	実情に合わせたため。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	三矢 富昭	富安 秀法	事後	人事異動のため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月25日 時点	平成28年12月9日 時点	事後	—
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月25日 時点	平成28年12月9日 時点	事後	—
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条及び別表第1第59号番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	1 番号利用法 第9条第1項 別表第一の59の項 2 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第46条	事後	実情に合わせたため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	富安 秀法	鴨下 成賢	事後	人事異動のため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月9日 時点	平成29年11月15日 時点	事後	—
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月9日 時点	平成29年11月15日 時点	事後	—
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長 鴨下 成賢	医療助教室長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月15日 時点	平成31年1月25日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月15日 時点	平成31年1月25日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類	-	新規追加	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)	-	新規追加	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月25日 時点	令和2年3月27日 時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月25日 時点	令和2年3月27日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号利用法 第9条第1項 別表第一の59 の項 2 番号利用法別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9 月10日内 閣府・総務省令第5号) 第46条	番号利用法 第9条第1項 別表第一の59の項	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年3月27日 時点	令和4年1月20日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無		実施する	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の82の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当 部署 ①部署	福祉部 国保年金課 医療助成室	福祉部 医療助成室	事後	実情に合わせたため
令和5年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	岡崎市 福祉部 国保年金課 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番 地	岡崎市 福祉部 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番 地	事後	実情に合わせたため
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	岡崎市 福祉部 国保年金課 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番 地 0564-23-6859	岡崎市 福祉部 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番 地 0564-23-6859	事後	実情に合わせたため
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和4年1月20日 時点	令和5年1月20日 時点	事後	実情に合わせたため
令和5年4月1日	IV リスク対策 6情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か		十分である	事前	